

## 感染症予防業務手当の特例の創設について（案）

### 1. 概要

未知の感染症が発生した場合など、感染症から市民の生命及び健康を保護するため緊急に行われた業務に対し手当を措置できるよう、感染症予防業務手当の特例を設ける。

### 2. 内容

○感染症予防業務手当の特例

#### （1）感染症の範囲

- ・未知の感染症、既知の感染症のうち急速にまん延した感染症

#### （2）支給対象業務

- ・感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置にかかる業務

#### （3）支給額

- ・日額 3,000 円（心身に著しい負担を与えると認められる業務に従事する場合は、日額 4,000 円）を超えない範囲内において定める額

### 3. 実施時期

令和 5 年 10 月 1 日

【参考】感染症予防業務手当

#### （1）感染症の範囲

- ・ 1 類感染症、2 類感染症、指定感染症のうち規則で定めるもの 等

#### （2）支給対象業務

- ・感染症の患者又はその疑いがある患者に接して行う業務
- ・病原体に汚染またはその疑いがある場所・物件の消毒その他処理業務 等

#### （3）支給額

- ・日額 300 円